

岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター運営委員会規程

制定 令和4年12月27日

改正 令和5年1月25日

令和5年2月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター（以下「センター」という。）規程第9条第2項の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、センターに係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) センター規程第3条各号に規定する事項
- (2) センターの設置及び運営管理に係る規程等の制定又は改廃に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター教員 3名以内
- (3) 教務委員会又は地域連携センター運営委員会から推薦された者 1名
- (4) 事務局総務管理課担当職員 1名
- (5) その他センター長が必要と認めた本学の教職員

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を総理する。
- 3 運営委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠員となったときは、委員長が補欠委員を指名する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席者委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところ

による。

- 3 議長が必要と認めるときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(部門)

第7条 運営委員会は、必要に応じて第2条各号に規定する審議事項を実施するために次の部会を置くことができる。

- (1) 企画部門
- (2) 学術部門
- (3) 情報基盤部門

(部門の業務)

第8条 企画部門は、次の各号に掲げる業務を担うものとする。

- (1) センターの活動計画の企画、立案及び調整に関すること
 - (2) データサイエンス教育や情報教育の計画・実施・点検に関すること
 - (3) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの点検及び評価に関すること
 - (4) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの教育改善及び進化に資する提言に関すること
 - (5) その他企画並びに提言及び評価に関することで、他部門の所掌に属しないもの
- 2 学術部門は、次の各号に掲げる業務を担うものとする。
 - (1) 共同研究及び受託研究の推進に関すること
 - (2) 研究プロジェクトの推進に関すること
 - 3 情報基盤部門は、次の各号に掲げる業務を担うものとする。
 - (1) 教育の情報化の促進に関すること
 - (2) 情報教育の推進に伴う環境整備に関すること
 - (3) 本学のキャンパスネットワークシステムの維持管理及び改善に関すること

(部門長)

第9条 前条に規定する部門に部門長を置くことができる。

- 2 部門長は、運営委員会の委員の教員から委員長が指名するものとする。
- 3 部門長は、部門の業務を総理する。
- 4 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 部門長が欠けた場合における後任の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議結果の報告)

第10条 運営委員会は、審議結果について、センター長に報告するとともに、速やかに総務委員会及び教授会の報告するものとする。

(事業計画等の作成)

第11条 運営委員会は、毎年度、運営委員会の事業計画及び実績書を作成しなければならない。

- 2 委員長は、前項の事業計画等を速やかにセンター長に提出するものとする。

(事務)

第12条 運営委員会に関する事務の庶務は、事務局が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第2条第1項に掲げるセンター規程第3条第7号、8号及び第9号にかかる審議事項は、令和5年4月1日からの審議事項とする。
- 3 この規程施行後最初に任命される第3条第1項に掲げる委員の任期の終期は、令和5年3月31日までとする。
- 4 情報システム委員会規程（平成13年12月26日）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。